

利 用 上 の 注 意

- 1 この報告書の統計表の総数は、原則として国立、公立、私立の合計を計上している。公立のみの数値等については、そのつど注記している。
- 2 全国の数値は、「文部科学省確報」による。ただし、文部科学省から訂正数値の公表があったときは、文部科学省の公表数値を確定値とする。
- 3 比率算出については四捨五入した。このため、各構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 4 学校等の数値には、休校中の学校など在籍者のいない学校を含む。
- 5 符号
 - 「－」 計数がない場合
 - 「0.0」 計数が単位未満の場合
 - 「…」 不詳の場合
 - 「△」 負数の場合
 - 「／」 調査対象とならなかった場合
- 6 用語の意味
 - (1) 単式学級 同学年の児童・生徒で編制されている学級
 - (2) 複式学級 2以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
 - (3) 特別支援学級 学校教育法第 81 条に該当する児童・生徒で編制されている学級
 - (4) 帰国児童 海外勤務者等の子で、引き続き 1 年を超える期間海外に在留し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に帰国した児童・生徒
 - (5) 幼稚園就園率 $\text{幼稚園修了者数} \div \text{小学校第 1 学年児童数} \times 100$
 - (6) 幼保連携型認定こども園就園率 $\text{幼保連携型認定こども園修了者数} \div \text{小学校第 1 学年児童数} \times 100$
 - (7) 特別支援学校 学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校という学校区分がなくなり、「特別支援学校」に一本化された。(平成 19 年度より)
 - (8) 高等学校等進学者 中学校卒業者のうち高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者
 - (9) 高等学校卒業者 平成 30 年 3 月の高等学校本科(専攻科、通信制課程を除く。)の卒業生(年度途中(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)に卒業を認められた者も含む。)
 - (10) 大学等進学者 高等学校卒業者のうち大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者

(11) 高等学校（又は大学）等進学率

高等学校（又は大学）等進学者÷中学校（又は高等学校）卒業生総数
×100

進学者には、就職しながら進学している者を含む。

(12) 就職者等にかかる調査項目の変更

平成30年度調査より、中学校卒業後の状況調査において、調査項目の「就職者」が「就職者等」に変更された。

①就職者等

次の区分に該当する者（就職進学者は含まない）をいう。

- ・自営業主等 個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
- ・無期雇用労働者
雇用契約期間の定めのない者として就職した者
- ・有期雇用労働者
雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者
- ・臨時労働者 雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者

②就職者（就職率の算定に使用）

「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」の合計

(13) 就職率 就職者総数÷中学校（又は高等学校）卒業生総数×100

就職者総数には、就職者、並びに進学しながら就職している者及び専修学校・各種学校等へ入学しながら就職している者を含む。

(14) 専修学校と各種学校

学校教育法に基づく教育施設で、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的としている。専修学校制度は、昭和51年に制定された。

主な相違点は下表のとおり。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修 業 年 限 修 業 期 間	1 年 以 上	1 年 以 上 と す る。 簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3ヶ月以上1年未満
授 業 時 数	1 年 間 に わ た り 授 業 時 数 が 学 科 ご と に 800単位時間以上。ただし、夜間学科等は、 450単位時間以上	1 年 以 上 の 課 程 は、1 年 間 に わ た り 680 時間以上。ただし、1年未満の課程は修 業期間に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上 高等課程、専門課程で入学資格を定 めている。	特に入学資格を定めない。

＊課程別入学資格

- ①高等課程 中学校を卒業した者、または、それと同等以上の学力があると認められた者
- ②専門課程 高等学校を卒業した者、または、それに準ずる学力があると認められた者
- ③一般課程 特に定めない。